

越 監 公 表 第 2 0 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年（2021年）11月に定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年1月20日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

令和3年度(2021年度) 第3回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

以下の部局が所管する財務に関する事務（主として令和3年度分）

市立病院

議会事務局

・議事課

監査委員事務局

・監査課

公平委員会事務局

会計課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 業務の遅滞が発生するリスク	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
2 不当・不適切な契約が発生するリスク	ア 入札、再入札、及び開札は公正に行われ、その記録は整備されているか。 イ 入札金額の内訳を記載した書類の確認がなされているか。
3 過大支出・過少支出が発生するリスク	旅費の支出について ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ 現金取扱事務
 - ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の計算事務
 - ② 契約事務
 - ③ 補助金等の交付事務
 - ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和3年(2021年)10月12日(火)から同年11月26日(金)まで

7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局及び会計課所管の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

市立病院の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指導事項】

<収入事務>

(1) 収納事務

- ① 規則どおりに収納金を出納取扱金融機関に預け入れていなかったもの。
(市立病院)